

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条第一項の規定によつて、平成十五年広島県告示第五十二号（農業振興地域整備計画の策定）で定められた備北南部地域広域営農団地整備計画を変更する。

なお、この計画の写しは、広島県農林水産局農業技術課に備え置いて、縦覧に供する。

平成二十五年五月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦